

吳市教育委員会議題
(平成29年1月18日定例会)

吳市教育委員会

平成29年1月18日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第1号 請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））
- 4 教議第2号 請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習，出張授業））
- 5 教議第3号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 6 報告第1号 呉市子供読書活動推進計画（第3次計画）（案）について 【非公開】
- 7 報告第2号 平成29年度教育費予算について 【非公開】
- 8 教議第4号 平成29年度教育費予算復活要求について 【非公開】

教議第1号

請願書について（「請願に対する回答書」への公開質問状（その2））

1 請願者

教科書ネット・呉

2016年12月9日

呉市教育委員会

教育長 中村 弘市 様

教科書ネット・呉

共同代表 岩崎 智寧、花岡 美紀

岸 直人、中室 茂

「回答書への公開質問状(その2)」への文書での回答を求める請願

【請願理由】

請願として提出していた公開質問状(2016. 2. 23付け、2016. 3. 18付け)に対して、呉市教育委員会より文書による回答をいただいた。市民の請願権を大切にされ、また市民(教科書ネット・呉)からの質問に誠意をもって答えられようとされたことに敬意を表します。

しかしながら、私たちがさまざま指摘・批判した総合所見の評価の問題(水増し,改ざん含め)、規程はじめ法的手続きの恣意的運用のこと、2016年3月3日臨時会の位置付けの問題等の質問に対し、真摯に回答されているとは言えません。

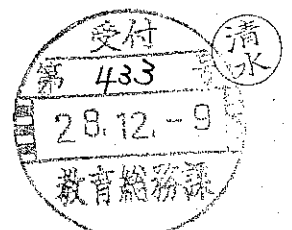
そこであらためて、請願として12月9日付公開質問状(その2)への呉市教育委員会としての文書による回答を求めます。今回の質問状は一定の「まとめ」という性質のものでもあり、情報公開・弁明書や監査請求で明らかになったことや総合所見の評定の不公正さについても、重ねて問うものです。

よって呉市教育委員会としての誠意ある回答を求めます。

なお、2016年6月文科省は省令改正をおこないました。それはこれまで教科書が発行されなかった場合のみ想定していたものを「教科用図書の採択の利害関係を有するものの不公正な行為があったと認められた場合」に「採択替え」できるとしています。それは①教科書発行者の役員及び従業員②教科書著作者・編集者③「採択関係者」(教育委員会または教員)が「採択に影響を与えたかどうか」に関係なく「採択の公平性に疑念を生じさせるもの」であれば「採択替え」が可能と明記しています。そういう重責があるとの認識に立ち、早急な回答を重ねて求めるものです。

【請願内容】

- 1 「回答書への公開質問状(その2)」に文書で回答すること。



2016年12月9日

呉市教育委員会

教育長 中村 弘市 様

教科書ネット・呉

共同代表

岩崎 智寧、花岡 美紀

岸 直人、中室 茂

「請願に対する回答書」への公開質問状（その2）

1 「適切な手続き」でないこと

(1) 「公正を期すため選定委員と調査・研究委員を重複できない」ルールが守られず、指導主事が調査・研究委員会に実質介入・支配している問題点について

① 回答書(2. 23 第一次公開質問状への回答)の[回答2]において「呉市採択規程で、調査・研究委員会委員が選定委員会委員と重複することを禁じています。」と認めている。

「しかし、一方で、規程第9条第3項は…部会に所属し、部会ごとに代表者を定める。この場合において、指導主事は部会の指導、助言を行うものとする」と規定している。」とする。

② また、今回初めて「調査・研究委員の相談に応じた指導・助言などをおこなうために、調査・研究委員会に参加する旨を規定しています」と、限定的な関わり方であることを述べる。

③ 「委員を重複することと、委員に指導、助言を行うことは同義ではありません」とも書く。

(2) 選定委員である指導主事が実質、調査・研究委員と重複していると言うのが私たちの一貫した主張であり、呉市教委回答で言う規程第9条3項を根拠とするのは無理ではないか。文章どおりに解釈するなら、「どの部会に所属するか」「誰を代表にするか」のために「この場合において」指導主事が指導・助言などをおこなう=関わる、と理解するのが自然ではないか。

3. 18 第二次質問状の[回答4]においては、もっと極めて限定的に「あくまでも」と調査・研究委員の相談に応じた指導・助言等を行うため、としている。また2. 23 質問状への[回答1]では「その間、指導主事は」などの言葉の使い分けに気を使っている。

そもそも、「選定委員と調査・研究委員は重複できない」ことが公正採択のための原則であり9条の2で原則を定め、「同じ規定の中に相反する規程(市教委の解釈)があることが矛盾している」と考えるのが自然ではないか。

現在の「採択規程」がどのようにして現在の規程となったのかを呉市教委の資料に基づいて説明する。

- ① そもそも、現在の「規程」が今と同じ内容を持つようになるのは、2001(平成13)年からである。それまでは呉市においては教科用図書研究会が設置されていた。「研究会は…校長・教頭・教諭を持って構成し、…部会を置き、指導主事は、部会の指導、助言をするものとする。」規程があった。2001(平成13)年、広島県教科用図書採択検討会議「教科書採択の在り方について」(提言)が出された。この時の「提言」で「採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しないこと。」と定めた。そして、県教委の「採択基本方針」に重複禁止ルールが明記され、県教委の指導の下、市町での改正が行われたのである。
- ② 同年4月20日の呉市教育委員会協議会(今の教育委員会会議)の会議録は以下のように記す。「(改正の)1点目として、選定の組織を2つに分けること…選定委員会と調査研究委員会の2つにしたことです。つまり、観点を含め、示す組織とその観点を基に調査研究する組織を分けることで、より公正かつ適正な採択を行うものに改めた点です。」(当時の小谷学校教育課長の説明)と明確に言っている。
- ③ このときの呉市教委は「(これまで)校長、教頭、教員で構成する研究会が、教科用図書の調査研究を進めるに当たって、常に指導主事が研究会において指導助言をし、教科用図書の選定を深め、調査研究が推進されている」(小谷課長)というシステムを継続させていくと表明。また、当時の教育委員長の「これまでの採択が」「どうも反体制(原文は「反対制」)に偏った持ち主に支配されている気がする」(教員中心の意向で採択されているという意味か?)という危惧に対し、森教育長の「選定と調査研究を教員に任せきりということがありました。」が「指導主事が指導に入ります」と決意を述べ、調査研究を指導主事にコントロールする役割を与えるような改正にする方向性を打ち出した。
- ④ 実際の改正は、例えば重複禁止ルールも「調査研究委員会の校長は選定委員会と重複しないものとする。」(第2条3)と骨抜きにされ、「調査・研究委員は部会に所属し、部会ごとに代表者を定め、指導主事は部会の指導助言をするものとする。」(調査・研究委員会 第4条2)とし、「(選定委員会)第3条」で指導主事が新たに選定委員とされたが、さらに指導主事による調査・研究委員会への強い働きかけを規定したのである。
- ⑤ しかしながら、他からの是正の働きかけ(総務部あるいは県教委)があったからか、この会議での改正はすぐ5月に教育長決裁として変更され(この頃までの規程の制定・改廃は教育長権限で、2005年(平成19年)から教育委員会の権限となる)、現在につながる規程となり、引き継がれるのである。「調査・研究委員会の委員は、選定委員会の委員と重複できない。」(規程第9条2)「委員は教科用図書の発行種目に応じた部会に所属し、部会ごとに代表者を定める。」(第9条3)とされる。そして「この場合において」と限定した上で「指導主事は部会の指導・助言を行うものとする。」(規程9条3)となった。

つまり、当初の呉市教委の思惑がずれたために規程に明文化できなかったので「採択のための調査・研究要項」を別に作り、「指導主事は担当教科の部会に参加し指導助言を行う。」(要項 3調

査・研究委員会（２）組織）と明記し、重複禁止ルールに違反し、指導主事に調査・研究をコントロールする役割を果たさせてきたのではないか。見解を問う。

（３）つまり「要項こそ規定違反」、違法なものではないか。

選定委員である指導主事は実際、どんなことをやっていたか。３月３日臨時会で教育部長は莫大な間違いが発見されたことの原因として「（要因の）２つ目は、調査方法の説明・指示が不十分であったため、調査内容にブレが生じたことが考えられる」と述べている。「指導主事の指示（指導・助言でなく）が不十分で調査がぶれた」としている。「指示」とは指導・助言より強い「強制」を示す言葉である。また同じく臨時会で、高橋課長補佐は「視点②の調査・研究を行う際、…調査・研究委員が行うリストアップを担当指導主事手伝うがこととなりました。」と述べている。

「手伝う」とは一緒に調査・研究をすること、「指示」とは指導・助言を超えた介入・支配である。これらのことを「実質重複している」と私たちは批判しているのである。

これはまさに「規程に反する」実態である。呉市教委は規程 14 条によってつくられたはずの「（内規である）採択のための調査・研究要項は県教委採択基本方針、呉規程に即して作成されており、それらに反するものではありません」（3.18 質問状への回答 4）と回答書でいう。しかしながら「指導主事は、担当教科の部会に参加し、指導・助言を行う」とする「要項」の存在そのものが重複を認め、そこに規定されている「調査・研究委員の中間報告を修正させる権限」そのものも、調査・研究委員会に調査・研究を「依頼」し、どんな力や圧力に影響されず、「自らの専門的な力量をもとに調査や研究を行ってその結果を報告する」という公正なシステムを壊すやり方を表すものであり、「要項こそ規定違反」、違法なものではないか。見解を問う。

3月3日臨時会に対する様々な疑問に答えていない。この臨時会はどのような位置づけなのか。

そもそも本来なら自らが認めている1054箇所の誤記等がわかった段階での呉市教委としての誠実な対応のあり方とは、「7月17日の採択は無効であった」と宣言し、大至急県教育委員会や文科省とどうするべきかと相談すべきであったのだ。教育委員会の“メンツ”や“その場しのぎのやり方”が大きな無理を引き起こした、と言える。3月3日臨時会に向けて重大な法令違反や恣意的解釈がまかり通っている。

（４）任期切れの選定委員長も、調査・研究委員会も存在しないから、２つの委員会開催を前提とすることは間違いではないか。

3.18 質問状の[回答 1]において2016. 2. 26, 3. 1の調査・研究委員会、選定委員会が開かれたことは開催通知、旅行命令簿、復命書で裏付けられるとしている。

① それに関わり 3月3日臨時会で教育部長は「これらの調査結果を2月23日に、教育長から選定委員会委員長に対して報告し、選定委員長が調査・研究委員会に対して再調査を依頼」したとして開かれたとするが、これは虚偽ではないか。「選定委員長も、調査・研究委員会も任期切れで存在しない」訳であり、間違いである。任期を過ぎており、再委嘱する前の日程であるからだ。見解を問う。

② 2.26 調査・研究委員会(その有効性は触れないが)開催時間は情報公開された復命書を見ると15:30~16:30であったが、たったの1時間で間違いの確認、そのまとめとしての新たな報告書が作られるとは信用できない。また「修正案について確認しました」とあるが、「修正案」とは何か、また誰が作成したのか。

(5) 任期を過ぎたものを任命・委嘱、招集することの法的な瑕疵について

① [回答2]において、市教委は規程第14条「この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。」を根拠としたとする。

14条でいう「教育長の委任事務」とされるのは例えば「調査・研究要項」をつくることなどを言う。規定されている任期そのものを変更する(今回のように再委嘱する)ならば、きちんと規程第5条3,第8条4を改正すべきである。規程の定めを無視することは違法であって許されないことと思うがどうか。もちろん「規程の制定・改廃」は教育委員会の権限であり、教育長の委任事務ではない。「採択に必要な事項」と理屈をつけ教育長委任事務とするのは違法なやり方である。見解を問う。

③ 2.26 調査・研究委員会、3.1 選定委員会の任務一業務は何であったのか。

[回答2]において「再採択を行うための会議ではなく、あくまでも、総合所見に誤記等が見つかったことに関して、採択への影響の有無についての検証を行うための会議でした」と主張する。「検証のための再調査」「採択の影響の有無についての検証」は調査・研究委員会、選定委員会の任務一所掌事務ではあり得ない。それぞれの所掌事務は規程に明記してあり、それ以外はあってはならない。調査・研究委員会は「選定委員会から示された観点に基づき、…調査・研究を行い、選定委員会に報告する」と定められ、2.26のように「間違いを確認し、調査・研究報告書の見直し(作り直し)をする」ことは任務ではあり得ない。

選定委員会の所掌事務は第4条「選定委員会は、調査・研究委員会に…観点を示す」こと、と「調査・研究委員会の報告を基に、審議し…教育長に報告すること」である。

以上のように、規程14条を根拠として「教育長が再調査を依頼する」ことなどあってはならない違法行為と考えるが、どうか。見解を問う。

③ [回答3]で説明するが、そもそも[改訂版]調査・研究報告書、[改訂版]総合所見を作成させたことは重大なゴマカシではないか。また、どうして[改訂版]が必要なのか。

確かに「調査・研究報告書」と「選定委員会総合所見」は「採択」の前提事項である。ならば、[改訂版]調査・研究報告書と[改訂版]選定委員会総合所見とは[再採択]の前提事項ではないか。「再採択を

行うための会議ではない」と言いながら、会を招集し、結果的には「改訂版報告書」「改訂版総合所見」を作成させたことは委員に対して信義に反するものであり、「再採択に備えたもの」であったのではな
いか。見解を問う。

- ④ 3. 3臨時会において「総合所見の誤記問題」は「報告事項」であったはず。しかし、臨時会の会議録には以下のように記されている。

教育長「7月定例会での社会科公民的分野の採択結果は変更しないことと決定してよろしいですか。」
(異議なしの声)

教育長「御異議なしと認めます。よって公民的分野の採択結果については、変更しないことと決定されました。」～もちろんそれぞれ「改めてお諮りします。」と聞いた後である。

これは、どうみても「議決」である。「教議」(教育委員会の議決事項)であったといえる。つまり、改訂版調査・研究委員会報告書と改訂版選定委員会総合所見を基に協議し、「変更しないことを決定している」から『再採択』に他ならない。私たちの監査請求に対する監査委員会報告も「3月3日臨時会で決定しているから、7月17日採択からの一連の流れも認められる」としている。監査委員会のこの判断をよしとするのか、どうか。

以上の、壮大とも言えるウソとごまかしをどう説明するのか求める。3. 3臨時会に向けた規程の違法な恣意的解釈、各委員の委嘱・任命と会の招集、委員に対し「再採択のためでなく調査だ」と騙して[改訂版]を作らせたこと、「報告」と「教議」のごまかしなど丁寧に回答することを求める。

- (6) 総合所見評定の内容(公民視点⑧など)に対し、はぐらかし、誠実な回答をしていないことについて

公民⑧に対する2. 23質問状への[回答3]において、私たちの「育鵬社だけコラムを全てカウントすることは、極めて恣意的で不適切かつ不公正」だとする「水増し」・「改ざん」指摘に対して市教委の見解を問う。

- ① 2015. 7. 17採択時の総合所見において「育鵬社だけは教材数が県選定資料プラス31の49であり、他社6社の教材数は県選定資料と同数であった」こと、こういう事実は間違いはないか。
- ② 呉市教委は「補充的」「発展的」を分けずにカウントするというが、「育鵬社以外の6社には補充的な教材としてカウントするものがないということになると言える」と考えるが、どうか。
- ③ これまで、3. 3臨時会においては7. 17採択時の総合所見の教材数が育鵬社について「理解を深めよう等を全て機械的にリストアップしていたが、調べ直して数が減った」と説明していたが、他社については「増加が見られる」としただけでその理由には触れていない。新たにプラスしたものについて、どういう理由でカウントするようになったか。

④ 今回の回答では次のようなものであった。

○呉市は「特設ページ」や「コラム」を対象にリストアップしているのに対し県選定資料は「特設ページ」だけリストアップしているから、呉市と県のカウントが違う。

○育鵬社だけ「コラム」をとり上げたのではなく、全ての教科書も同様に調査した。

○結果として、育鵬社がコラムにおいて多く扱っていた。

その通りであるとしたら、育鵬社はコラム37のうち37全てをカウントしたが「他社にもコラムはあったもののカウントすべきものがなかった」という判断をしたということか。東書53あるが0、教出40あるが0、清水21あるが0、帝国31あるが0、日文47あるが0、自由社36あるが0ということとは極めて不自然で、常識的、統計的にあり得ないと言える。育鵬社だけ水増ししたのは事実ではないか。

⑤ 育鵬社以外の他社では3.3臨時会改訂版で取り上げられるようになったコラム—東書4・教出1・帝国1・日文1について、はじめ(7.17採択時総合所見)どういう理由でカウントしなかったのか。また、再調査でどういう理由でカウントするようになったのか。

(7) 公民⑧の方法は「補充的・発展的な教材の数と具体例及び大項目ごとのバランス」であるが、呉市教委は「バランス」について重視しすぎているのではないか。

以下質問する。

① バランス評価について[回答5][回答7]でこのように言う。

[回答5]では「補充的・発展的な教材の数については、生徒の実態に応じて選択できるよう、十分な数が準備されているかどうかの特徴を見ました。」、また「教材の数」について、「生徒の実態に応じた選択ができる十分な数があるかどうかの特徴を見た」と重ねる。つまり「教材数が特徴=評価のポイント」と位置づける。

しかし、[回答7]のバランスのところで見ると「具体例に偏りがいないか」を、また「学習を進める上で、生徒の実態に応じて選択できる教材が準備されているかどうか」と言う。

矛盾した位置づけになっていないか、重複した評価ポイントになっていないかを問う。

② 3.3臨時会で高橋課長補佐は「教材の数だけでなくバランスも加味して総合的に判断」したと言う。常識的に判断すると、「教材数を主にして考えバランスを加味すると」考えられよう。

しかし、小山指導主事の採択会議の説明は恣意的にバランスを強調する。「補充的・発展的な教材の数は、日文、自由社、育鵬社は他者に比べ、どの大項目にも、バランスよく掲載されています。さらに日文と育鵬社は教材が十分掲載され…」というようにバランスを過大に扱う。この評価は客観的な評価とは言えず、恣意的な間違った説明ではないか。見解を問う。

(8) 公民⑧について、なぜ呉市教委は「大項目に1つしか教材がない」ことをことさらに重視するのか。また、私たちの指摘、批判を受けて再調査しコラムを育鵬社以外にもカウントを増やしたがその際、意図的に4社が「大項目に1つしか教材がない」という実態については「変わる余地」があったに

もかわらず、「絶対に増やさないように」恣意的な取り上げ方をしたのではないか、と言わざるを得ない。以下、各社についての分析・指摘をするので説明を求める。

① 東書について…(大項目「現代社会」)

○呉がカウントしているのは特設 p 2 2, 2 3 「伝統文化の継承と私たち」である。

○しかし、東書の「現代社会」を調べると3つのコーナー(東書はコラムと言う語句を使っていない。

日文のコーナーと同じようなもの。私たちが特設、コラムの2つに分類していたが、コーナーを特設と同類とみる)がある。

・p 1 5 (公民にアクセス) 「防災と私たち—岩手県釜石市の中学生に学ぶ—」

・p 1 7 (公民にアクセス) 「科学の役割と科学者の願い」

・p 2 1 (公民にアクセス) 「多文化共生のまちづくり—静岡県浜松市の取り組み—」

○東書のこの3つのコーナーは、内容的にも分量的にもカウントされるべき内容のものである。これら
をカウントすれば東書の「現代社会」の教材数は2~4となり、「大項目にひとつだけ」をクリアで
きたはずである。(しかし、呉市教委はこの3つのコーナーをとりあげず、すでに13の教材がカウ
ントされていた「政治」に新たに4付け加えた。) どうして呉はこのコーナーを取り上げなかったの
か。意図的な取り上げ方ではないか。理由と説明を求める。

② 教出について…(大項目「国際社会」)

○呉がカウントしているのは特設 p.188,189 「日本の外交はいま」である。

○しかし、「国際社会にも他にも3つのコラムがある。

・p 1 8 3 (公民の窓) 「国旗と国歌の歴史」

・p 1 9 3 (公民の窓) 「ジャパン・プラットフォームの試み」

・p 1 9 5 (公民の窓) 「難民を祖国に」

○呉はこの3つのコラムを取り上げず、すでに4ある「経済」に新たにプラスしている。

どうして、この3つのコラムをカウントしなかったのか。意図的に取り上げなかったのではないか。
理由と説明を求める。

③ 清水について…(大項目「現代社会」)

○呉がカウントしているのは特設 p.12~13 「日本の文化を考えてみよう」

○しかし「現代社会」にはもう一つコラムがある。

・p 2 3 「東北大震災がもたらしたもの」

*このコラムは、東北大震災の被害を詳しく(死者・行方不明者数等)のべ、放射線汚染の問題
についても課題として丁寧に取り上げ、本文の「持続可能な未来へ」(未来への選択)と関連付
け記述したものである。

○清水においては7. 1 7採択も、再調査においてもひとつもコラムをカウントしていない。しかし、
このコラムがカウントされれば「大項目に一つ」が解消されたはずだが、なぜしなかったのか意図的な
取り上げ方ではないか。理由と説明を求める。

④ 帝国について…(大項目「現代社会」)

○呉がカウントしているものはp.26～27「マンションの騒音問題を解決しよう」

○しかし、「現代社会」には他にも3つのコラムがある。

・p5コラム:羅針盤マーク(環境)「みんなで守る多摩川(神奈川県川崎市)」

・p7コラム:羅針盤マーク(少子高齢化社会)「少子高齢化をのりこえるために(長野県下條村)」

・p9コラム:羅針盤マーク(情報化)「教育現場における情報化(佐賀県武雄市)」

*他にも、p11「外国人とともに生きる社会(群馬県太田市)」

P17「伝統芸能を受け継ぐ(長野県大鹿村)」

P21「食を通して地域への理解を深める(東京都稲城市)」

など、コラムのようなものもある。

○これら3つのコラムは取り上げられず、すでに4ある「経済」に1つプラスした。意図的な取り上げ方ではないか、理由と説明を求める。

(9) 7. 17採択総合所見において、実際呉市教委は育鵬社にだけ「コラム」を全て加えた。しかし、育鵬社の大項目「現代社会」は特設1,コラム6で「複数でバランスが良い」とするものの、「育鵬社にだけコラムを水増しカウントした」ことはすでに批判してきているところだが、他社のようにコラムをプラスしなければ育鵬社も「現代社会は大項目に1つ」の特設があっただけのはずである。(県資料が取り上げた特設2を呉はリストアップしていないのだから)

県選定資料には取り上げられ、呉市教委は取り上げなかったのは「家族が生きてきた時代を調べよう」と「身近な祭りを調べてみよう」の2つの特設ページである。

なぜ7月の総合所見ではカウントしなかったのかを問う。また、3月臨時会(「改訂版」)の再調査で、どういう理由でカウントするようになったのか、詳しく説明を求める。

他社にもコラムがあるが一つもカウントしていないのであり、[回答]の言う「他社のコラムも全て調査したが、結果にむすびつかなかった」との詭弁はなりたない。このことについて再び問う。

(10)「バランス」の評価は一貫していない指標である!

① 以上のように、「大項目の一つは重大なマイナス要因である」とする評価については、それを認めることはできない。ちなみに歴史的分野視点⑧については、呉市教委は[回答5]において(公民、歴史も)「同じような考え方で調査・研究をした」と言い、「教材数や区分数の数が違うことからバランスの判断は差異が生じる」と弁明するが、それは説得力を持たず、一貫性のないことを市教委は露呈している。

② 学び舎についてみると以下のように判断できる

○7. 17採択のとき、学び舎の教材数は古代(1)、中世(1)、近世(2)、近代①(1)、近代②(1)、現代(2)とカウントし、文章表記は「各時代区分の教材数のバランスは良い」としていた。

○しかし、再調査後(3. 3臨時会のとき)は古代(1)、中世(0)、近世(3)、近代①(1)、近代②(1)、現代(2)と変わり、中世の教材数は0となったのに、文章表記は「各時代区分の教材数のバランスは良い」と

変更しないのである。これがバランスに関わる評価の実態なのである。

- ③ 公民は「大項目に1」は「バランスが良くない」とし、歴史では「大項目が0」でも「バランスが良い」とする。このバランスに対する評価そのものは、客観性がなく「無効」とすべきであり、とくに公民においては育鵬社を高ポイントにし、他社の評価を下げるために作り出された評価であるといえる。

このような不公正な評価基準は絶対にあってはならないと思うが、どうか。

2 評定(◎○◇△)の「意思形成過程に係るすべての資料がない」ことは許されない!

(1) 評定、評価基準についての回答について

①

○[回答1](2/23質問状に対して)では、「調査・研究報告書を基に」「(2人の選定委員が)協議し、特徴を記載した上で評価案(◎○◇△)を…資料(総合所見の原案)に記載しました」また、「評価案は」「…特徴を比較するなどし、表記したもの」とする。

○そして「最終的な評価は…評定案について審議した上で 選定委員会の総合所見として決定する」と回答する。

② そのため「総合所見の原案に教科用図書の特徴を記述することそのものが評価の判断の根拠である」とし、選定委員会の会議録以外の「記録を取ることはしていません」としている。(3.18質問状への[回答7])

(2) 以下、「評価」「評価基準」「配点基準」について問う

① (いつ作られたか)[回答1]でも「調査・研究報告書を基に2人の選定委員が協議し」とし、選定委員会の前に原案として出す」と回答する。しかし、そのことを後付ける、証明する記録はないと言う。

次の3つの発言からは、第三回の調査・研究委員会ですでに評定がつけられていたとの疑いがある。

○多幾山学校教育課長「…なお評定につきましては調査・研究委員会で十分協議し、選定委員会でも適正であると承認いただいております。」(2015.7.17教育委員会会議)

(このことについて情報公開に関する弁明書2016.7.1では調査・研究委員会は選定委員会の間違いだったと居直りの弁)

○しかしながら、同様の発言は2011年採択会議で、当時の坂本主任指導主事は「これらの評価についても第3回調査・研究委員会において協議し決定している。」と述べているのである。

○その上高橋課長補佐も第3回選定委員会(2015.7.10)の冒頭で「第3回調査・研究委員会では、中間報告に修正を加えるなどで反映させ、最終報告として総合所見を作成した」と言っているのである。(会議録)

○このような発言だけでなく、現実「選定委員会総合所見」でないといけないものが「調査・研究委員会総合所見」とされていた事実も、評定が「いつ、誰が、どのようにしてつけたのか」の資料が示されない限り呉市教委の言うとおりの手順で「2人の選定委員が協議の上で評定した」ということは不明としか言えない。重ねてきちんとした説明を求める。

②Ⓞ また、建前としての「選定委員会で審議し決定する」というのが本当に十分審議されているのか。2つの例を挙げる。(第3回選定委員会会議録より)

○社会科について言えば、歴史・公民とも部会長校長の選定委員が、指導主事にともに2点の質問をただけである。それも事前に協議して原案を作る前にすべき内容であろう。また、評定については誰も触れていない。そもそも20名を超える選定委員の発言はないのである。(p23~25)

○逆に不思議なのは技術・家庭科(技術分野)である。

ここでは部会長の校長が指導主事に、「◎と○の評価がわかりにくい、自分は◎だと思うのに○となっていてわかりにくい」等の質問・意見が出されているのである。協議して評定をつけたはずの当事者の1人が、納得できないというのである。(p29~30)

また、ここでもそれ以外の選定委員からの発言はないのである。

つまり、選定委員会で審議した事実もなく、2人の選定委員が評定を「特徴を比較しながら記述した」ことそのものも疑いが濃くなる。この事実をどのように説明するのか問う。

③ (教科書ごとの)「特徴について記述しながら、これを比較しつつ記入して言ったもの」「だから議論や判断の詳細に係る事項を記録することは現実的に不可能」だったと市教委は言う(再弁明書でも)。

ここで新しい疑問が湧く。特徴について記述することが評定そのものと言い、その事を2人の選定委員が「通常の業務を除いた時間という限られた時間」に「4種目168ページもある調査・研究報告書を基に」「協議の実質は会話をしながら資料を作成」だから「時間的制約」もあり「文書で記録することはしていない」(再弁明書)と回答するだけでは納得できるものではない。

いかにして評定をしたか記録がない、だからわからない。ならば、いつ、どこで会って評定のための協議の場を持ったのか、と問うがそういう出張命令簿、復命書もないと答える。「勤務時間内か時間外か」も「きちんとした面談をしたのか、電話で済ませたのか」も分からないという呉市教委の説明のようないかげんな実態で評価・評定が決められたとしたら全く不正常でしかない。

④ これまでも、評価基準のようなものはない(多幾山学校教育課長)との発言はあったがこの度「評価基準もない」「配点基準もない」と市教委は明確に回答した。

いうまでもなく、それがないこと、ないままで評定がなされるとすれば、それは選定委員(特に指導主事)の恣意的な評価とむすびつくことであり、育鵬社の水増し改ざんが行われたことが断言できる。もし、そうでないというならばそうでない事を裏付ける資料、証拠を持って説明すべきである。理由と説明を求める。

3 評定、資料に関わるさまざまな問題点

(1) 視点・方法の設定について—大事なところを切り捨てた視点・方法—

① 観点については、県教委の示す5つの観点を呉市教委もそれにならっている。

しかしながら、視点について言えば「県選定資料の12の視点」に対し、「呉は11の視点」としている。なぜそうしたか、基本的な考えを問う。

② 呉が採用しなかったのは、県選定資料視点⑩「多面的・多角的に考察させるための工夫」(ちなみに「方法」では「多面的・多角的に考察する具体例」としている。)である。これは重要なポイントである。ちなみに中学校学習指導要領において「第2節社会・第1目標」において次のように定めている。

「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」

また、解説の中で「なお『多面的・多角的』の『多面的』とは学習対象としている社会的事象が様々な面をもっていることを、また『多角的』とはそうした社会的事象を様々な角度から考察し理解することを意味している。これらを相互に関連付けることによって、社会科の特質であり基本的なねらいである能力や態度を育成することができるのである。」とする。

なぜ教科書の調査研究の大事な柱として位置付けなかったのか、問う。

(育鵬社の記述が多面的・多角的なものではなく一方的な見方の押し付けが強いとか、県選定資料の例示する内容が評価が低いと判断したからなのか、とも推察できる。)

(2) 不可解・不適切な視点・方法—支離滅裂なバラバラな視点・方法—

① とにかく分からないのが公民視点⑤である。県選定資料の視点⑤「課題の設定、整理・分析、振り返りを展開するための構成上の工夫」に対し、呉視点⑤は「見通しを立てたり、振り返ったりする学習のための構成上の工夫」となっている。

② 問題はそのためどんな「方法」を用いたのか

県選定資料は「持続可能な社会の形成に関わる課題例と課題解決の手順」とするのに対し、呉は「『より良い社会を目指して』における課題探求の手順」としているのである。

○県の方法は「持続可能な社会の形成に関わる課題例」についてとりあげる。公害、環境保全、資源エネルギー問題、差別、人権侵害、貧困、飢餓、戦争、異文化理解、地球温暖化、核廃絶、宗教・民族間の対立等—どんな課題(学習すべき、解決すべき)があるか例示する。

しかし、呉はそれを分離させ(視点②—コラム等の数と具体例に限定)、「課題探求の手順」に限定～矮小化するのである

それぞれの教科書で本文の中での記述が完全に削がれているのである。

○また、「視点②」に移された「持続可能な社会への課題」は、コラム等の数に限定されただけでなく、

後述するが全く内容の違う「地域貢献」とセットにされてもいるのだ。

④ なぜ、このような不可解な、整合性のない視点・方法をつくったのか。その意味するものは何か説明を求める。

(3) 無理な組み合わせや不公平なカウント

① 呉総合所見の視点②は「公民としての基礎的教養を培うための工夫」であり、県選定資料視点②「公民としての基礎基本を培うための工夫」とほぼ同義である。

しかし、方法は、県選定資料「現代社会をとらえる見方や考え方を理解させるための具体例」(以下「具体例」)とほぼ同様な A「現代社会をとらえる見方や考え方を理解させるための工夫(以下「工夫」)だけでなく、B「地域貢献、持続可能な社会の実現に関するコラム等の数と具体例」との二つの方法である。

◎呉と県の相違～4つのキーワード

方法には「対立と合意」「効率と公正」「地域貢献」「持続可能な社会」の4つの用語があるが、そのうちの「地域貢献」という独立したキーワードは学習指導要領には存在しない。ということは呉が教科書の調査研究にあたって考え出したものといえよう。

③ 呉方法の「工夫」についてみると「本文以外」「側注等」をとりあげている。

◎呉は調査・研究委員会報告書では「本文」のページ数を取り上げていたが、総合所見では無視してしまった。例をあげると下表のようになる。

	東書	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教科書ネット・呉調べ	8ページ	6ページ	2ページ	4ページ	8ページ	1ページ	4ページ
呉市教委総合所見	6ページ	1ページ	2ページ	2ページ	2ページ	1ページ	4ページ

◎「本文以外」は特設ページを基本的に取り上げている。

・教出の場合には「犯罪の防止か、プライバシーの保護か」という「特設」のみとなっていて「側注」等はないとされる。「特設」の場合は「ダイバート」のやり方の具体例として紹介されている。日文にもダイバートが出てくる。このダイバートは賛成と反対に分かれて(対立して)議論するのであって、「対立と合意」「効率と公正」でもって現代社会をとらえるというねらいに直接合致しているとは言えないのではないか。

◎「側注」等にかかわる不公正

・教出について、「側注等なし」となっているが、「川崎市市民オンブズマンの役割」(p114)などは「効率と公正」に関係するコラムと考えられる。

・育鵬社のコラムについては、以下の4つを総合所見では取り上げている。

- 1, 考えよう「だれにも迷惑をかけなければ何をしてもいいの？」
- 2, 理解を深めよう「行政改革と規制緩和」(p103)
- 3, やってみよう「銀行員になって融資してみよう」(p151)
- 4, やってみよう「もし警察がなかったら？」(p157)

しかし、いずれも「効率と公正」とは無関係な内容であるので、カウントするべきではない。

③ 方法B「地域貢献」「国際貢献」について

◎「地域貢献」で呉の総合所見が取り上げているもの

- ・東書3…○防災と私たち—岩手県釜石市の中学生に学ぶ(p15)
 - 私たちの政治参加—福山市立韮中学校のとりくみ(p110, 111)
 - 東日本大震災からの復興—仙台市を例に、女川中学校(p112, 113)
- ・教出2…○つなげたい、日本の伝統や文化—宮城県石巻市の中学生(p22, 23)
 - まちづくりのアイデアを提言しよう—静岡県浜松市の中学生(p114, 115)
- ・清水1…○地域活性化・復興に向けた地域の取り組み—東京都板橋区の中学生(p90, 91)
- ・帝国3…○伝統芸能を受け継ぐ—長野県大鹿村の小中学生(p17)
 - 中学生が地域社会を動かした—(p32)
 - 少年議会(山形県遊佐町)—(p100)
- ・日文なし
- ・自由社なし
- ・育鵬社3…○無形文化財「和食」(p33)
 - 企業の社会貢献(p140)
 - 企業を訪問してみよう(p141)

「コラム等」で東書、教出、清水、帝国において『中学生が地域で活動していること』を取り上げている。そのことは、総合所見のもとになる調査・研究報告書で自由社のところに「中学生による地域貢献はありません。」と書かれていることから明らかである。

よって、育鵬社に取り上げられている3つは「中学生による地域貢献ではない」のである。全く別物を持ってきてカウントしているのである。

調査・研究により、比較して評価を付ける場合にどの教科書も同じ視点で見ることが必要不可欠であり、この場合その前提はくずされており「不公正」「不公平」な資料となっている。

また、日文については「なし」となっているがp94, 95に次のような記載がある。

「明日に向かって—私たちの社会参画」(特設)で「環境保全への取り組み—千葉県船橋市—」があります。「市役所の人のお話から、市民と共同で持続可能なまちづくりをすすめていることがわかりました。」
「また、社会参画には実際にまちづくりに参加すること、そしてまちづくりを提案することだど考えて」と記載されているのです。

これこそカウント1とすべきところである。

◎「持続可能」について

・東書p212に「ものづくりで持続可能な社会を目指す」のコラムがある。コラム数に入れられていないがカウントすべきである

・清水p186に「卒業論文を書いてみよう—より良い社会の形成者をめざして 卒業論文を書いてみよう」の特設がある。総合所見にカウントすべきである。

・帝国について、巻末2, 3に「より良い未来をめざして」と題して「さまざまな分野に挑戦する中学生」の写真が9枚あるが、総合所見のデータに載せられていない(東書や育鵬社は載せられている)。報告書には「地域貢献」としてあるが「持続可能」でカウントすべき。

P5に「みんなで守る多摩川」のコラムがある。(調査・研究報告書では取り上げている)きちんとカウントすべきである。

以上、われわれの指摘したところについて呉市教委の見解を求める。

教議第2号

請願書について（自衛隊の広報活動（体験学習，出張授業））

1 請願者

子どもと教育を守る呉市民の会（準備会）

2016年12月21日

呉市教育委員会

教育長 中村 弘市 様

子どもと教育を守る呉市民の会（準備会）

代表 是恒 真澄

下末かよ子

手寫 節子

住所

自衛隊の広報活動（体験学習、出張授業）について、市民の質問に文書で答えて
いただきたく請願する

請願の趣旨

安全保障法制が強行採決され（15年9月19日）、施行されて（今年3月）以降、全国各地で、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘が活発化しています。「新婦人新聞」（16年11月17日付）によると、「小学生のお仕事体験に自衛隊体験が含まれていた」（大阪八尾市）、「中学校の教頭先生が自衛官募集相談員と判明」（北海道別海町）、「高校3年生の息子に、自衛隊員が自宅まで来て勧誘」（北海道北見市、釧路市）などです。この背景には、2011年のピーク時5万人を超えていた自衛隊志願者が減り続け、昨年（15年）には過去最少の2万5092人となったことがあります。

そういうなか、自衛隊の広報活動、つまり隊員募集活動が活発化し、小・中学生に対する体験活動、職場体験の提示が盛んに行われています。学校としては教育活動のつもりでも、自衛隊地方本部の側は「種まき広報」と呼んで、将来の志願を目的としています。

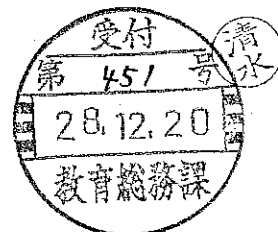
このような動きがこの呉市でも、海上自衛隊呉地方総監部から中学2年生の職場体験（キャリア・スタート）を海上自衛隊呉教育隊で行うことや、新たな「見学」と「体験」メニュー（体験航海、体験宿泊など）、「出張授業」（南極教室、音楽教室など）とともに、「講話」（自衛隊の国際平和協力活動など）を内容とした「小・中学生の校外学習等における海上自衛隊の活用例」が校長会を通じて提示されています。

わが子や孫が学校教育の中で「安全保障教育（国防教育）」や「戦闘訓練」を受け、武器や兵器の扱い方を習っているとしたら大変不安です。また、労働基準法の適用除外とされている自衛隊に職場体験することは学校教育の目的とも相反するものです。

私たち市民は、こういう不安や疑問に答えてもらおうと、憲法第16条の「請願権」を行使します。この上は、請願法第5条に基づき、誠実に処理されることを求めます。そのため教育委員に対して請願内容を周知させ、教育委員会会議で審査し協議の上、請願者に文書で回答されることを求めます。

請願内容

- 1 「私たち（呉市民）の質問」に文書で回答すること。



2016年12月21日

呉市教育委員会

教育長 中村 弘市 様

子どもと教育を守る呉市民の会（準備会）

代表 是恒 真澄

下末かよ子

手冢 節子

住所

私たち（呉市民）の質問

1 海上自衛隊呉地方総監部があるこの呉市において、現在、実施されている中学2年生の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）で体験先として海上自衛隊呉教育隊がありますが、これがリクルート（募集）の一環であるとしたら大変不安です。

(1) わが国も批准している国連子どもの権利条約38条では15歳未満の軍隊の徴募は禁止です。文科省・厚労省通知でも「中学生に対しては、文書募集は行わないこと」としています。職場体験の場で、「卒業後はぜひ」というような勧誘とも受け取られる言動はないですか。

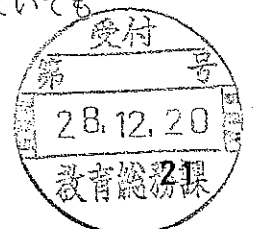
(2) 中学2年生が海上自衛隊呉教育隊で職場体験（キャリア・スタート・ウィーク）し、その生徒が高校を卒業して自衛隊を志願して入隊したことについて、「教育の成果が出ました」という呉市教委内での意識や言動はありませんか。

(3) 首都圏の体験では、ゴム製の模擬ナイフで格闘訓練を体験したり、陸上自衛隊の軍事演習を見学したりすることもありました。子どもに武器の扱いや戦闘訓練をさせることはないのですか。

(4) 講話の内容として、「安全保障教育（国防教育）」や「国際平和協力活動（PKO）」は含まれていますか。あったとして、それはどういう内容ですか。

(5) 安全保障関連の成立によって自衛隊が「専守防衛」から、他国で「駆け付け警護」等の任務が付与され、結果として殺し・殺される危険性が増しています。また、労働権が保障されず、自殺率も高く、家族への遺書まで書かせる自衛隊を他の企業や職業と同様に扱うことはできないと考えますが、この点はどうかお考えですか。

2 12月に呉市立の小・中学校に体験メニューが提示されました。学校側は教育活動と捉えていても



自衛隊の側は「種まき広報」と呼び、それは将来の志願のための活動として行われています。これについての質問です。

(1)「体験」メニューを見ると3時間の体験航海など経費も人手もかかるメニューです。そこにはどう
いうねらいがあると考えていますか。

(2)「講話」のなかにある「自衛隊の国際平和協力活動(PKO)」は、「駆け付け警護」による武器の
使用については憲法上の争点にもなっており、一方の立場からの講話は偏向教育となると考えま
すが、どうお考えですか。

(3)「呉市は自衛隊あつての呉市です」という言い方で、自衛隊に協力するのは当然と考えますか。教
育委員会としての見識をお伺いします。

(4)海上自衛隊呉総監部の今回の依頼は、学校教育への介入であり、この依頼を実行することは、「生
命を尊び、自然を大切にし、その発展に寄与する態度を養うこと」(教育基本法第2条四)という教
育の目標に照らしてあつてはならないことで、中止するべきです。どうお考えですか。

おわりに

わが国の教育史をひも解いてみれば、戦前の学校教育は「忠君愛国」の観念を子どもにうえつける役
割を果たしました。また、満蒙開拓青少年義勇軍をはじめ、学校と教師が子ども尾戦地へ送り出しました。
さらに、軍隊の要請が直接学校に持ち込まれ、広島市内およびその周辺の学校に、防火帯を作る作業(建
物疎開)が中国軍管区によって要請されました。「もし空襲にあえば、逃げるところも隠れるところもな
い作業で、子どもを危険にさらすという反対意見もありましたが、軍の要請に背けず中学・女学校、高等
小学校1~2年、8000人が動員されていました。8月6日、その頭上に原爆がさく裂し、広島二中生徒全
滅をはじめ5000人の生徒が還らぬものとなりました。戦後、学校教育は何よりも命の尊さを教え、平和
の大切さを伝えてきました。今、教育者の矜持にかけて、安易に「戦争する」国づくりの方向に子どもた
ちを乗せてはならないということを付言致します。

教議第3号

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

呉市立学校教職員服務規程（昭和32年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校」を「小中学校」に改める。

第6条見出し中「及び介護休暇」を「，介護休暇，介護時間，及び子育て支援部分休暇」に改め，同条第1項中「職員は，」の次に「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第12条に規定する」を加え，同条第2項中「職員は，」の次に「条例第13条に規定する」を，「特別休暇」の次に「の承認」を加え，「申請」を「請求」に改め，同条第3項中「申請」を「請求」に改め，同条第4項中「様式第3号」を「年次有給休暇届（様式第3号）」に，「様式第4号」を「特別休暇承認申請書（様式第4号）」に，「申請」を「請求」に改め，同条第5項中「職員は，」の次に「条例第14条に規定する」を加え，「介護休暇を」を「介護休暇の承認を」に，「介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して，原則として1週間前の」を「次の各号に掲げる介護休暇の区分に応じ，当該各号に定める」に，「申請」を「請求」改め，同項に次の2号を加える。

(1) 条例第14条第1項第2号に規定する第1号介護休暇 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日

(2) 条例第14条第3項に規定する第2号休暇 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日

第6条第6項を次のように改める。

6 前項に規定する介護休暇の承認の請求は，前項第1号の介護休暇にあつては休暇簿（様式第5号）（校長にあつては，介護休暇承認（取消）申請書（様式第6号）），前項第2号の介護休暇にあつては休暇簿（様式第5号の2）（校長にあつては，介護休暇承認（取消）申請書（様式第6号の2））によつて行わなければならない。

第6条に次の5項を加える。

7 職員は，条例第14条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けようとするときは，当該承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに，要介護者に関する事項，要介護者の状態，具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

8 前項に規定する介護時間の承認の請求は，休暇簿（様式第7号）（校長にあつては休暇簿（様式第7号の2））によつて行わなければならない。

9 職員は，条例第15条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは，あらかじめ，校長に請求しなければならない。

10 前項に規定する子育て支援部分休暇の承認の請求は，休暇簿（様式第8号）（校長にあつては休暇簿（様式第8号の2））によつて行わなければならない。

11 校長は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

第8条中「様式第7号」を「様式第9号」に改める。

第9条第1項中「様式第8号」を「様式第10号」に、「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第11号」に改める。

第10条中「様式第10号」を「様式第12号」に改める。

第11条中「様式第11号」を「様式第13号」に改める。

第12条中「様式第12号」を「様式第14号」に改める。

第15条中「第6条第5項」の次に「、第7項、第9項及び第11項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

様式第5号を次のように改める。

休 暇 簿

(第1号介護休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新 規 取 得	<input type="checkbox"/> 延 長 取 得	<input type="checkbox"/> 短 期 取 得	<input type="checkbox"/> 再 取 得	<input type="checkbox"/> 変 更
指定を希 望する期 間等	年 月 日	時 間	月日数	職 名	氏 名					
	自 年 月 日 至 年 月 日	時 分~ 時 分~ 時 分	月 日			㊦				
要介護者 に関する 事項	氏 名	続 柄		要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容 (変更の場合、 その事由)						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居		介護が必要となつた時期 年 月 日					
既 指 定 済 期 間	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	通算月日			
	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	月 日	月 日		

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	<input type="checkbox"/> 承 認 取 消				
取 消 の 期 間	年 月 日	月日数	職 名	氏 名						
	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日			㊦					
理由										

様式第5号の次に次の1様式を加える。

休 暇 簿 (第2号介護休暇用)										
校長	教頭		事務長	事務 担当者	出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得				
請求の 期間等	期 間		年月数	職 名	氏 名					
	自	年 月 日	年							
	至	年 月 日	月		㊟					
要介護者に 関する事項	氏名		要介護者 の状態及 び具体的 な介護の 内容							
	続柄									
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居								
	介護が必要となった時期 年 月 日									
第1号介護 休暇承認済 指定期間	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	通算月日			
	自	年 月 日	月	自	年 月 日	月	自	年 月 日	月	日
	至	年 月 日	日	至	年 月 日	日	至	年 月 日	日	日
校長	教頭		事務長	事務 担当者	出勤簿 整理印	承 認 取 消				
取消の期間	年 月 日		年月日数	職 名	氏 名					
	自	年 月 日	年							
	至	年 月 日	月 日		㊟					
事由										
(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)										
年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数			
自	年 月 日	年 月 日	自	年 月 日	年 月 日	自	年 月 日			
至	年 月 日	年 月 日	至	年 月 日	年 月 日	至	年 月 日			
自	年 月 日	年 月 日	自	年 月 日	年 月 日	自	年 月 日			
至	年 月 日	年 月 日	至	年 月 日	年 月 日	至	年 月 日			

備考 事由を確認することのできる証明書類 (診断書など) を添付すること。

様式第 6 号を次のように改める。

介護休暇承認(取消)申請書
(第1号介護休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名 印

請求の 期間	年 月 日		時 間		<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得 <input type="checkbox"/> 短縮取得 <input type="checkbox"/> 再取得 <input type="checkbox"/> 変更		
	自	年 月 日	時 分~	時 分~			
	至	年 月 日	時 分	時 分			
要介護者 に関する 事項	氏 名			要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容 (変更の場合、 その事由)			
	続 柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となつた時期		年 月 日				
既指定 済期間	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	通算月日
	自 年 月 日	月	自 年 月 日	月	自 年 月 日	月	月 日
	至 年 月 日	日	至 年 月 日	日	至 年 月 日	日	日

取 消 の 期 間	年 月 日		月 日 数		承認取消
	自	年 月 日	月 日		
	至	年 月 日	日		
理由					

様式第12号を様式第14号とし，様式第7号から様式第11号までを2様式ずつ繰り下げ，様式第6号の次に次の5様式を加える。

介護休暇承認(取消)申請書
(第2号介護休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名 印

請求の期間	年 月 日		年月数	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得			
	自	年 月 日	年				
	至	年 月 日	月				
要介護者に 関する事項	氏名		要介護者の 状態及び具体的 な介護の 内容				
	続柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となつた時期 年 月 日						
第1号介護 休暇承認済 指定期間	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	通算月日
	自 年 月 日	月	自 年 月 日	月	自 年 月 日	月	月
	至 年 月 日	日	至 年 月 日	日	至 年 月 日	日	日

承認取消

取消の期間	年 月 日		年月日数	氏名			
	自	年 月 日	年				
	至	年 月 日	月 日				

事由

(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数
自 年 月 日	年月日	自 年 月 日	年月日	自 年 月 日	年月日
至 年 月 日	年月日	至 年 月 日	年月日	至 年 月 日	年月日
自 年 月 日	年月日	自 年 月 日	年月日	自 年 月 日	年月日
至 年 月 日	年月日	至 年 月 日	年月日	至 年 月 日	年月日

備考 事由を確認することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。

様式第7号 (第6条関係)
(表面)

休 暇 簿
(介護時間用)

校長	教頭		事務長	事務担当者	出勤簿整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 変更
請求の期間等	期 間		時 間		月日数	職 名
	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分～ 時 分	月 日	氏 名	
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで						印
要介護者に関する事項	氏 名			要介護者の状態及び具体的な介護の内容 (変更の場合、その事由)		
	続 柄					
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となつた時期 年 月 日					

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を 取り消された時間		請求者 印	所属長 印	管理員 印	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				

備考 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

(裏面)

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を 取り消された時間		請求者 ㊟	所属長 ㊟	管理員 ㊟	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分				

備考 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

休 暇 簿
(介護時間用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名 印

請求の 期間等	期 間		時 間	月日数	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 変 更
	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分～ 時 分	月 日	
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
要介護者に関する事項	氏 名			要介護者の状態及び具体的な介護の内容 (変更の場合、その事由)	
	続 柄				
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居		
	介護が必要となつた時期 年 月 日				

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を取り消された時間		事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	

様式第8号 (第6条関係)

(表面)

休 暇 簿

(子育て支援部分休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事 務 担 当 者	出勤簿 整理印	請 求 年 月 日
						平成 年 月 日
請 求 者		職 名			氏 名	
					④	
請求に係る子に 関する事項		氏 名			続柄等	生年月日
						平成 年 月 日
請求期間 及び時間	期 間				時 間	
	自 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()			午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
	至 平成 年 月 日					
	自 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()			午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
至 平成 年 月 日						
備 考						

- 備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票又は保険者証など）を添付すること（写しでも可）。
- 2 曜日により請求時間が異なる場合には、それぞれ備考欄に記入すること。
- 3 子育て支援部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合には、その旨を（裏面）の取消欄に記入すること。

(裏面)

(取消欄)

日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	請求者 ㊦	所属長 ㊦	管理員 ㊦	備考
	午前	午後					
	時分から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				
	時から 時分まで	時から 時分まで	時間 分				

※ 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

休 暇 簿
(子育て支援部分休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名



請求に係る子に関する事項	氏名		続柄等		生年月日							
					平成	年	月	日				
請求期間及び時間	期 間				時 間							
	自	平成	年	月	日	□ 毎日 □ その他 ()	午前	時	分	～	時	分
	至	平成	年	月	日		午後	時	分	～	時	分
	自	平成	年	月	日	□ 毎日 □ その他 ()	午前	時	分	～	時	分
至	平成	年	月	日	午後		時	分	～	時	分	
備 考												

(取消欄)

日 付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	備 考
	午 前	午 後		
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

- 備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票又は保険者証など）を添付すること（写しでも可）。
- 2 曜日により請求時間が異なる場合には、それぞれ備考欄に記入すること。
- 3 子育て支援部分休暇の承認を取り消す場合には、その旨を取消欄に記入すること。

付 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 改正前の呉市立学校教職員服務規程（以下「服務規程」という。）による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の服務規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正による広島県立学校職員服務規程等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の改正による広島県立学校職員服務規程等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 介護休暇制度の主な改正点

介護休暇を分割して取得することができ、また、職員が働きながら日常的に介護に対応することができるように新たな休暇（介護時間）を創設

3 当該訓令の主な改正の内容

(1) 呉市立学校教職員に係る介護休暇等の請求時の手続き等の変更

(2) 休暇簿等の様式の変更及び追加

ア 職員の介護休暇用の休暇簿（様式第5号）を第1号介護休暇用の休暇簿として様式を変更するとともに、第2号介護休暇用の休暇簿（様式第5号の2）を追加します。

イ 校長の介護休暇承認（取消）申請書（様式第6号）を第1号介護休暇用の申請書として様式を変更するとともに、第2号介護休暇用の申請書（様式第6号の2）を追加します。

ウ 職員の介護時間用の休暇簿として様式第7号を、校長の介護時間用の休暇簿として様式7号の2を追加します。

エ 職員の子育て支援部分休暇用の休暇簿として様式第8号を、校長の子育て支援部分休暇用の休暇簿として様式第8号の2を追加します。

(3) その他

当該改正と合わせて規定の整理を行います。

4 施行期日

令達の日

5 新旧対照表

現行	改正案
(この訓令の趣旨) 第1条 呉市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する____学校の教職員の服務に関しては、法令、条例、規則等に定めるもののほか、こ	(この訓令の趣旨) 第1条 呉市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する <u>小</u> 中学校の教職員の服務に関しては、法令、条例、規則等に定めるもののほか、こ

の規程の定めるところによる。

(年次有給休暇，特別休暇及び介護休暇
)

第6条 職員は，

年次有給休暇を受けようとするときは，休暇票によつてあらかじめその必要とする期間を明らかにして校長に届け出なければならない。

2 職員は，特別休暇を受けようとするときは，休暇票によつてあらかじめその必要とする理由及び期間を明らかにして校長に申請しなければならない。

3 病気，災害その他やむを得ない理由により，第1項に規定する届出又は前項に規定する承認の申請があらかじめできなかつた場合においては，遅滞なく，その理由を明らかにして，前2項の手續に準じて年次有給休暇の届出又は特別休暇の承認の申請をしなければならない。

4 校長の3日を超える第1項又は第2項の手續については，様式第3号
又は様式第4号

により委員会に届出又は申請しなければならない。

5 職員は，介護休暇を受けようとするときは，介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して，原則として1週間前の日までに，要介護者に関する事項，要介護者の状態，具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に申請しなければならない。

の規程の定めるところによる。

(年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間及び子育て支援部分休暇)

第6条 職員は，職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第

12条に規定する年次有給休暇を受けようとするときは，休暇票によつてあらかじめその必要とする期間を明らかにして校長に届け出なければならない。

2 職員は，条例第13条に規定する特別休暇の承認を受けようとするときは，休暇票によつてあらかじめその必要とする理由及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

3 病気，災害その他やむを得ない理由により，第1項に規定する届出又は前項に規定する承認の請求があらかじめできなかつた場合においては，遅滞なく，その理由を明らかにして，前2項の手續に準じて年次有給休暇の届出又は特別休暇の承認の請求をしなければならない。

4 校長の3日を超える第1項又は第2項の手續については，年次有給休暇届

(様式第3号)又は特別休暇承認申請書(様式第4号)により委員会に届出又は請求しなければならない。

5 職員は，条例第14条に規定する介護休暇の承認を受けようとするときは，次の各号に掲げる介護休暇の区分に応じ，当該各号に定める

日までに，要介護者に関する事項，要介護者の状態，具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

(1) 条例第14条第1項第2号に規定する第1号介護休暇 当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日

(2) 条例第14条第3項に規定する第2号休暇 当該休暇の承認を受けよ

6 前項の 介護休暇の承認の申請は、

休暇簿（様式第5号）によつて行い、校長にあつては、介護休暇承認申請書（様式第6号）

によつて行わなければならない。

うとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日

6 前項に規定する介護休暇の承認の請求は、前項第1号の介護休暇にあつては休暇簿（様式第5号）（校長にあつては、介護休暇承認（取消）申請書（様式第6号））、前項第2号の介護休暇にあつては休暇簿（様式第5号の2）（校長にあつては、介護休暇承認（取消）申請書（様式第6号の2））によつて行わなければならない。

7 職員は、条例第14条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。

8 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿（様式第7号）（校長にあつては休暇簿（様式第7号の2））によつて行わなければならない。

9 職員は、条例第15条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、校長に請求しなければならない。

10 前項に規定する子育て支援部分休暇の承認の請求は、休暇簿（様式第8号）（校長にあつては休暇簿（様式第8号の2））によつて行わなければならない。

11 校長は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（職務に専念する義務の免除）

第8条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条第8項の規定により勤務時間中に同条に規定する適法な交渉を行うため職務に専念する義務の免除の承認を受け、又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年広島県条例第6号）第2

（職務に専念する義務の免除）

第8条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条第8項の規定により勤務時間中に同条に規定する適法な交渉を行うため職務に専念する義務の免除の承認を受け、又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年広島県条例第6号）第2

条に規定する職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その理由と期間を明らかにして、承認願（様式第7号）を委員会に提出して、その承認を得なければならない。ただし、教育長が別に定めるものについては、職務専念義務免除承認票によつて、校長の承認を得るものとする。

（研修）

第9条 職員は、普通研修（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第22条第2項の規定による研修をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、普通研修承認簿（様式第8号）によつて校長の承認を得なければならない。ただし、校長の3日を超える普通研修については、研修承認願（様式第7号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 職員は、長期研修（教特法第22条第3項の規定による研修（出張による場合を除く。）をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、研修承認願（様式第7号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

3 職員は、長期研修を終了したときは、研修報告書（様式第9号）を校長に提出しなければならない。普通研修に関し、校長から報告書の提出を求められた場合もまた同様とする。

（出張）

第10条 校長は、県外に宿泊を要する出張をしようとするとき又は3日を超えて県内に出張しようとするときは、出張承認願（様式第10号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

（旅行）

第11条 職員は、海外旅行（出張又は長期研修による場合を除く。）をしようとするときは、旅行届（様式第11号）を校長に提出しなければならない。

条に規定する職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、あらかじめ、その理由と期間を明らかにして、承認願（様式第9号）を委員会に提出して、その承認を得なければならない。ただし、教育長が別に定めるものについては、職務専念義務免除承認票によつて、校長の承認を得るものとする。

（研修）

第9条 職員は、普通研修（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第22条第2項の規定による研修をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、普通研修承認簿（様式第10号）によつて校長の承認を得なければならない。ただし、校長の3日を超える普通研修については、研修承認願（様式第9号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 職員は、長期研修（教特法第22条第3項の規定による研修（出張による場合を除く。）をいう。以下同じ。）を受けようとするときは、研修承認願（様式第9号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

3 職員は、長期研修を終了したときは、研修報告書（様式第11号）を校長に提出しなければならない。普通研修に関し、校長から報告書の提出を求められた場合もまた同様とする。

（出張）

第10条 校長は、県外に宿泊を要する出張をしようとするとき又は3日を超えて県内に出張しようとするときは、出張承認願（様式第12号）を委員会に提出し、その承認を得なければならない。

（旅行）

第11条 職員は、海外旅行（出張又は長期研修による場合を除く。）をしようとするときは、旅行届（様式第13号）を校長に提出しなければならない。

<p>2 校長は、私用のため3日を超えて旅行しようとするときは、<u>旅行届（様式第11号）</u>を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（兼職等）</p> <p>第12条 職員は、<u>教特法第17条第1項</u>又は<u>地方公務員法第38条第1項</u>に規定する兼職及び他の事業等又は営利企業等に従事しようとするときは、許可願（<u>様式第12号</u>）を委員会に提出し、その許可を得なければならない。</p>	<p>2 校長は、私用のため3日を超えて旅行しようとするときは、<u>旅行届（様式第13号）</u>を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（兼職等）</p> <p>第12条 職員は、<u>教特法第17条第1項</u>又は<u>地方公務員法第38条第1項</u>に規定する兼職及び他の事業等又は営利企業等に従事しようとするときは、許可願（<u>様式第14号</u>）を委員会に提出し、その許可を得なければならない。</p>
<p>（校長に対する特例）</p> <p>第15条 校長に対する<u>第3条第2項</u>、<u>第4条第1項</u>、<u>第6条第5項</u>、<u>第9条第3項</u>及び<u>第11条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。</p>	<p>（校長に対する特例）</p> <p>第15条 校長に対する<u>第3条第2項</u>、<u>第4条第1項</u>、<u>第6条第5項</u>、<u>第7項</u>、<u>第9項</u>及び<u>第11項</u>、<u>第9条第3項</u>並びに<u>第11条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。</p>

様式第5号 (第6条関係)

休 暇 簿 (介 護 休 暇 用)										
校 長	教 頭	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	新 規 取 得 <input type="checkbox"/> 延 長 取 得 <input type="checkbox"/> 再 取 得	氏 名	職 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	氏 名
請 求 の 期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			ⓐ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	ⓐ
要 介 護 者 に 関 する 事 項	氏 名	続 柄	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	要 介 護 者 の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容 (変 更 の 場 合 , 七 の 事 由)			年 月 日	年 月 日	年 月 日	
既 承 認 済 期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
校 長	教 頭	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	承 認 取 消 <input type="checkbox"/>	氏 名	職 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	氏 名
取 消 の 期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			ⓐ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	ⓐ
理 由										

様式第5号 (第6条関係)

休 暇 簿 (第 1 号 介 護 休 暇 用)										
校 長	教 頭	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	新 規 取 得 <input type="checkbox"/> 延 長 取 得 <input type="checkbox"/> 再 取 得	氏 名	職 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	氏 名
指 定 期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			ⓐ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	ⓐ
要 介 護 者 に 関 する 事 項	氏 名	続 柄	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	要 介 護 者 の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容 (変 更 の 場 合 , 七 の 事 由)			年 月 日	年 月 日	年 月 日	
既 済 期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日					年 月 日	年 月 日	年 月 日	
校 長	教 頭	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	承 認 取 消 <input type="checkbox"/>	氏 名	職 名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	氏 名
取 消 の 期 間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			ⓐ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	ⓐ
理 由										

様式第5号の2 (第6条関係)

住 宅 取 組 (第2号介護保険制度用)									
校長	教頭	事務長	事務担当	事務担当 整理印	出納簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新加取得 <input type="checkbox"/> 延長取得			
請求の 期間等	期 自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	職 名	氏 名		
要介護者に 関する事項	氏名	介護者の 状態及び 介護の 内容							
	住所 同・別居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
第1号介護 休職承認済 指定期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
校長	教頭	事務長	事務担当	事務担当 整理印	出納簿 整理印	承 認 取 消			
取消の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	職 名	氏 名		
事由									
(第2号介護保険を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)									
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日

備考 事由を記載することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。

様式第6号 (第6条関係)

介護休暇承認(取消)申請書

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏

名印

1 申請(取消)の期間及び申請(取消)の内容

(新規取得 延長取得 再取得 取消)

期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 日間

2 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 続柄

(3) 同居、別居の別 同居 別居 平成 年 月 日

(4) 介護が必要となった時期

(5) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 既承認済期間(延長取得及び再取得の場合)

年 月 日	月日数	年 月 日	月日数
自平成 年 月 日	月 日	自平成 年 月 日	月 日
至平成 年 月 日	日 日	至平成 年 月 日	日 日

4 承認取消の理由

様式第6号 (第6条関係)

介護休暇承認(取消)申請書
(第1号介護休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名

印

請求の 期間	年月日 自 年 月 日 至 年 月 日	時間 時 分 時 分 時 分	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得 <input type="checkbox"/> 短縮取得 <input type="checkbox"/> 再取得 <input type="checkbox"/> 変更
要介護者 に関する 事項	氏名 続柄 同居、別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期	要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容 (変更の場合、 その事由)	
既指 定 済 期 間	年月日 自 年 月 日 至 年 月 日	年月日 自 年 月 日 至 年 月 日	年月日 自 年 月 日 至 年 月 日

取消 の 期 間	年月日 自 年 月 日 至 年 月 日	月日数 月 日	承認取消
理由			

様式第6号の2 (第6条関係)

介護休暇承認(取消)申請書
(第2号介護休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名 題

請求の期間	年月日		年月日		<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得
	自	年	年	年	
要介護者に 関する事項	氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期		要介護者の の状態及 び具体的 な介護の 内容	
	続柄				
第1号介護 休暇承認済 指定期間	年月日	年月日	年月日	年月日	通算月日
	自	年	年	年	年

承認取消

取消の期間	年月日	年月日	氏名
自	年	年	

事由

(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
自	年	年	年	年	年
至	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
自	年	年	年	年	年
至	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

備考 事由を確認することのできる証明書類(診断書など)を添付すること。

様式第7号 (第6条関係)

※表面

校長	教頭	職務		事務長	事務担当者	出勤簿 整理印	新規取得 <input type="checkbox"/> 変更				
		休	限								
		(介護時間用)									
請求の 期間等	期	間	時	間	月	日	職	氏	名		
自 年 月 日 至 年 月 日	氏 名	氏 名	時 分 時 分 時 分	時 分 時 分 時 分	日 月 日	日 月 日	職	氏	名		
連続する3年の期間										日 月 日	日 月 日
日から										年 月 日	年 月 日
要介護 者に関 する事 項	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名		

期 間	介護時間の承認を 取り消された時間		請求者	所属長	管理員	事 由
	時 分	時 分	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				
	時 分	時 分				

備考 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

様式第7号の2 (第6条関係)

休 暇
(介護時間用)

平成 年 月 日

県市教育委員会 殿

県市立 学校長 氏名 印

請求の 期間等 自 年 月 日 至 年 月 日	期 間 □毎日 □その他 ()	時 間 時分 時分 時分	月日数 月 日	新規取得 □ □
要介護者に関する事項	氏 名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容 (変更の場合、その事由)		
	続 柄 □同居 □別居 介護が必要となった時期 年 月 日			

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を 取り消された時間		事 由
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	
	時分 時分	時分 時分	

様式第8号 (第6条関係)

※表面

休 暇 證
(子育て支援部分休業用)

校長	敬頭	事務長	職務担当者	出勤簿整理印	請求年月日
					平成 年 月 日
請求者		職名		氏名	
請求に係る子に 関する事項		氏名		続柄等	生年月日
					平成 年 月 日
請求期間 及び時間	期 間		時 間		
	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分 ~	午後 時 分
			<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分 ~	午後 時 分
			()		
備 考	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分 ~	午後 時 分
			<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分 ~	午後 時 分
			()		
			()		

- 備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（住民票又は保険者証など）を添付すること（写しでも可）。
- 2 曜日により請求時間が異なる場合には、それぞれ備考欄に記入すること。
- 3 子育て支援部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合には、その旨を（裏面）の取消欄に記入すること。

※裏面

(取消欄)

日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	請求者 ⑤	所属長 ⑥	管理員 ⑦	備考
	午前	午後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

※ 管理員とは、出勤簿管理要領3(1)に規定する「管理員」をいう。

様式第8号の2 (第6条関係)

休 暇 簿
(子育て支援部分休暇用)

平成 年 月 日

呉市教育委員会 殿

呉市立 学校長 氏名



請求に係る子に 関する事項	氏名	続柄等	生年月日
	氏名	続柄等	平成 年 月 日
請求期間 及び時間	期 間	時 間	時 間
	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他)	午前 時 分 午後 時 分	午前 時 分 午後 時 分
備 考	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他)	午前 時 分 午後 時 分	午前 時 分 午後 時 分
	備 考		

(取消欄)

日 付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	備 考
	午 前	午 後		
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

- 備考 1 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(住民票又は保険者証など)を添付すること(写しでも可)。
 2 曜日により請求時間が異なる場合には、それぞれ備考欄に記入すること。
 3 子育て支援部分休暇の承認を取り消す場合には、その旨を取消欄に記入すること。

様式第7号 (第8条, 第9条関係) (略)
様式第8号 (第9条関係) (略)
様式第9号 (第9条関係) (略)
様式第10号 (第10条関係) (略)
様式第11号 (第11条関係) (略)
様式第12号 (第12条関係) (略)

様式第9号 (第8条, 第9条関係) (略)
様式第10号 (第9条関係) (略)
様式第11号 (第9条関係) (略)
様式第12号 (第10条関係) (略)
様式第13号 (第11条関係) (略)
様式第14号 (第12条関係) (略)